

沖縄県立八重山農林高等学校 校舎改築に係る物品売買契約書（案）

沖縄県立八重山農林高等学校 校長 山城 篤（以下「甲」という。）が校舎改築に係る次の物品を購入し、〇〇〇〇（以下「乙」という。）がこれを売却することについて、甲及び乙は以下の条項により契約を締結する。

品名 沖縄県立八重山農林高等学校校舎改築に係る物品一式
規格 別紙物品明細書のとおり
数量 別紙物品明細書のとおり

第1条 納入期限、納入場所、契約金額は次のとおりとする。

- （1）納入期限 令和7年8月29日
- （2）納入場所 沖縄県立八重山農林高等学校
- （3）契約金額 〇〇〇〇円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 〇〇〇〇円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

第2条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条による。

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持ち込みと同時に納品書を提出しなければならない。

- 2 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て分割して納入することができる。
- 3 納入のため持ち込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第4条 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ、納入することができない。検査に要する費用及び検査のために変質し、変形し又は消耗破損したものは、全て乙の負担とする。

- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき意義を申し立てることができないものとする。

第5条 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

- 2 前項の場合は、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、更に届け出て検査を受けなければならない。

第6条 乙は、納入物品の引渡後1年間は、その隠れた瑕疵について無償でこれを補償し、又は取り替える責任を負わなければならない。

第7条 乙が、瑕疵の補修又は取替えに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第8条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

- 2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第10条の違約金を免除することができる。

第9条 契約金額は、検査の了後、甲は、乙の適法は支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

2 第2条第2項の規定より、分割で納入したときは、既納分に対し分割支払することができる。

第10条 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に応じ沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第109条第1項の規定により定められた率により計算した遅延利息の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第11条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを乙において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第14条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条

第15条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではな

い。

第 16 条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要な者は、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第17条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則を守るものとし、疑義が生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印して各 1 通を保有する。

令和○年○月○日

甲 沖縄県石垣市字大川 4 7 7 番地の 1
沖縄県立八重山農林高等学校
校長 山城 篤

乙 ○○○○